

平成28年度
公益財団法人難病医学研究財団

公募事業（公募要領）

医学研究奨励助成事業
国際シンポジウム開催事業



平成 28 年度医学研究奨励助成事業（一般枠）公募要領

一般枠
公募要領

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）に関する基礎的研究で、その研究成果が難病の成因や病態の解明及び治療の原理に関わる研究とする。

（注）他の組織的な研究助成の対象となっている疾病等の「がん（小児がんを含む）」、「生活習慣病」、「精神疾患」等は対象としない。

2. 助成対象者

難病の専門分野における国内の医師や研究者で平成28年6月30日現在、満40才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究（キャリア）の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の研究を行っている研究機関の長

（注）推薦件数は1推薦者につき1件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力が出来る体制を整えること。

各研究事業の研究代表者が推薦する場合は、自らの所属する学部（講座・教室）以外の者とする。

総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか1名しか推薦者となることが出来ない。医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。

当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。

4. 助成金額 一人につき 200 万円

5. 応募方法

当財団ホームページの「医学研究奨励助成事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印及び推薦者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

平成28年6月1日（水）～ 7月20日（水）

データ送信は7月20日（水）締切、郵送書類は7月25日（月）消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、平成28年11月上旬申請者等に通知する。

8. 留意事項

① 申請時の留意点

- ・ 申請は、1人1件とする。同一課題での臨床枠との重複は出来ない。
- ・ 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要なものについては、所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・ 助成金の使途は研究に要する物品の購入費用及びその研究の実施に必要な費用であること。

② 交付を受けるにあたっての留意点

- ・ 助成金の経理事務処理は原則として所属の機関に委任する。
- ・ 当財団の助成金は全額を研究費に充てていただく旨の趣旨に則り、所属機関へ支払う間接経費（オーバーヘッド）に関しては、出来るだけ所属機関で免除手続き等を行う。

③ 研究報告にあたっての留意点

- ・ 研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌年度末日までに提出する。
- ・ 本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団（英文の場合は“Japan Intractable Diseases Research Foundation”）」の助成による旨を明らかにすること。刊行物に掲載した場合はその写しを当財団に提出すること。
- ・ 当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局（電話 03-3257-9021 FAX03-3257-4788）

平成 28 年度医学研究奨励助成事業（臨床枠）公募要領

臨床枠
公募要領

1. 助成対象研究の内容

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）について、患者を対象とした診断や治療を行う臨床研究あるいは疫学研究とする。

（注）他の組織的な研究助成の対象となっている疾病等の「がん（小児がんを含む）」、「生活習慣病」、「精神疾患」等は対象としない。

2. 助成対象者

現に難病の診療に携わっている国内の医師や研究者で平成28年6月30日現在、満40才に達していない者とする。ただし、出産や育児のため、これまでの期間に研究（キャリア）の中断期間がある女性の場合は、満45才未満まで可能とする。

3. 推薦者

- ① 厚生労働省における難治性疾患政策研究事業の研究代表者
- ② 日本医療研究開発機構における難治性疾患実用化研究事業の研究代表者
- ③ 総合大学及び医科大学の医学部長または附属病院長
- ④ 難治性疾患の診療を行っている医療機関・研究機関の長

（注）推薦件数は1推薦者につき1件とし、推薦者は、各研究事業における研究班や所属機関等の臨床教室において、連携及び協力が出来る体制を整えること。

各研究事業の研究代表者が推薦する場合は、自らの所属する学部（講座・教室）以外の者とする。

総合大学及び医科大学では、医学部長または附属病院長のいずれか1名しか推薦者となることが出来ない。医科大学において医学部を置いていない場合は学長と読み替える。

当財団の理事、監事、評議員、企画委員、審査委員は推薦者となることが出来ない。

4. 助成金額 一人につき 200 万円

5. 応募方法

当財団ホームページの「医学研究奨励助成事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印及び推薦者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

6. 応募期間

平成28年6月1日（水）～ 7月20日（水）

データ送信は7月20日（水）締切、郵送書類は7月25日（月）消印有効

7. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、平成28年11月上旬申請者等に通知する。

8. 留意事項

① 申請時の留意点

- ・ 申請は、1人1件とする。同一課題での一般枠との重複は出来ない。
- ・ 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、必要なものについては、所属機関の倫理審査委員会等の承認を受けること。
- ・ 助成金の使途は研究に要する物品の購入費用及びその研究の実施に必要な費用であること。

② 交付を受けるにあたっての留意点

- ・ 助成金の経理事務処理は原則として所属の機関に委任する。
- ・ 当財団の助成金は全額を研究費に充てていただく旨の趣旨に則り、所属機関へ支払う間接経費（オーバーヘッド）に関しては、出来るだけ所属機関で免除手続き等を行う。

③ 研究報告にあたっての留意点

- ・ 研究報告概要及び会計報告を助成金交付日の属する年度の翌年度末日までに提出する。
- ・ 本研究に関して外部公表する際は「公益財団法人難病医学研究財団（英文の場合は“Japan Intractable Diseases Research Foundation”）」の助成による旨を明らかにすること。刊行物に掲載した場合はその写しを当財団に提出すること。
- ・ 当財団は助成金による研究報告について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

9. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。

10. 書類送付先

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局（電話 03-3257-9021 FAX03-3257-4788）

平成 29 年度国際シンポジウム開催事業 公募要領

1. 趣旨

難病法において規定されている難病（具体的には「発病の機構が明らかでない」「治療法が確立していない」「希少な疾病」「長期の療養を必要とする」の4要素を満たす難病）の病態解明と治療法開発などの調査研究を推進し、医学研究の積極的な振興を図るため、難治性疾患に関する国内外の研究者等が一堂に会し、研究成果等の発表や意見交換等を行う。

（注）原則として、当財団において過去3年以内に開催したシンポジウムと同様のテーマの疾病を対象とするものは除く。

（注）他の組織的な研究助成の対象となっている疾病等の「がん（小児がんを含む）」、「生活習慣病」、「精神疾患」等は対象としない。

2. 実施主体

公益財団法人難病医学研究財団及び当該シンポジウム開催実行委員会とする。

3. 開催対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に開催

4. 応募資格

難病法において規定されている難病の研究を行っている医学教育研究機関の研究者とし、申請は 1 人につき 1 件とする。

5. 当財団負担限度額

1,000 万円の範囲内で負担する。ただし、財団負担限度額のうち 200 万円は、シンポジウムに参加する外国の若手研究者（満 40 才以下）へのトラベルグラントとして使用する。

6. 採択予定件数

原則として 1 件

7. 応募方法

当財団ホームページの「国際シンポジウム開催事業応募の手順」に従い、申請書（様式1～3）を作成し、申請者印を捺印後、当財団事務局宛に郵送する。

8. 応募期間

平成28年6月1日（水）～ 7月20日（水）

データ送信は7月20日（水）締切、郵送書類は7月25日（月）消印有効

9. 選考方法、採否の通知

当財団の審査委員会において慎重に審査し、企画委員会及び理事会に諮り決定する。

選考の結果は、平成28年11月上旬、申請者等に通知する。

採択された申請者には、その後の事務手続きなどの詳細を通知する。

10. 開催計画における留意事項

- ① 参加者に占める外国側参加者の割合は、最低2割とする。
- ② 実行委員会を組織し、必要な実施体制を整備すること。
- ③ 他の国際会議（国際学会）と同時開催とする場合は、当財団シンポジウムとは明確に区分して計画すること。
- ④ 過去に同様の国際会議等を開催したことがある場合は、その概況資料を申請時に添付すること。
- ⑤ 当財団が対象とする経費は、1) 会場費 2) 交通費 3) 宿泊費 4) 謝金 5) 会議費 6) 事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）とする。

11. 実行委員長の責務

- ① シンポジウム終了後1ヶ月以内に開催概要及び収入・支出決算報告書を当財団に提出する。
- ② シンポジウムの開催案内、開催報告及び目的・成果は、積極的に公表し、その際は、公益財団法人難病医学研究財団の主催によるものである旨を表示する。また、当該記事の抜刷り等を 1 部、当財団に提出する。

12. その他

- ① 当財団は申請書に記載の個人情報を選考手続並びに選考結果の連絡及び公表などに必要な範囲で利用することができる。
- ② 申請書は採否に関らず返却しない。
- ③ 当財団は本シンポジウムの成果等について、当財団の刊行物に掲載またはその他の方法をもって公表することができる。

13. 書類送付先

〒 101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7

公益財団法人難病医学研究財団事務局（電話 03-3257-9021 FAX03-3257-4788）